

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

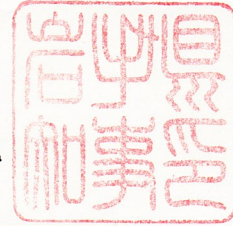
平成22年11月16日

住 所 岩手県奥州市胆沢区若柳字堀通27番地1

氏 名 奥州循環システム株式会社 代表取締役 南部 智成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により設置の許可を受けた産業  
廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	平成22年11月16日	許可番号	第110082-10号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	がれき類の破碎施設（令第7条第8号の2施設） ・ がれき類 ・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 以下余白		
設 置 場 所	岩手県奥州市胆沢区若柳字堀通27番1、27番2、28番、29番1及び29番2 以下余白		
処 理 能 力	392 t / 日 (8時間稼動) 以下余白		
許 可 の 条 件	—		
先行許可証の有無	無		
留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。</li><li>2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。</li><li>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li><li>4 施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づく維持管理基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に基づき維持管理すること。</li><li>5 法に基づく廃棄物の処分基準を遵守するとともに、生活環境影響調査報告書において予測した生活環境の状況について定期的に検証し、生活環境保全上の目標の遵守に努めること。</li></ol>		